

規制シート

(別紙1)

080198100590001

平成26年12月4日

規制の名称	外国における銀行代理業務の委託にかかる規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	銀行法第8条第3項、銀行法施行規則第10条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局企画課信用制度参事官室 信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	委託元銀行の健全性確保の観点から、銀行業務の委託先の財産的基礎、人的構成等に照らし、基準に適合するかを審査すること。		
規制内容の概要	銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(預金の受入、資金の貸付等の契約の締結の代理又は媒介)を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは、内閣総理大臣の認可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	銀行代理業制度の導入に伴い、出資関係のない事業会社に対して銀行業務の委託が可能となった。(平成17年銀行法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	現状では、銀行が外国において銀行代理業を委託する場合における認可と、子会社対象銀行等を子会社とする場合における認可があり、趣旨は異なっているものの、二度の認可が必要となっているところ、外国の子銀行に対して銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を委託することについて、諸外国における銀行業務の委託に係る制度等を調査しつつ、その認可制の必要性について検討を行う。	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	銀行法第8条第3項、銀行法施行規則第10条		
次の見直し時期	未定		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>